

表1 インフルエンザ様疾患定点当たり報告数（感染症発生動向調査）、新型インフルエンザワクチン
 推定接種者数（回分）、副反応報告数、うち重篤例報告数、死亡報告数¹⁾

2009/ 月 / 日	週	定点当たり患者報告数	推定接種者数	副反応報告数	うち重篤報告数	
					重症副反応	死亡
8/31－9/6	第36週	2.62				
9/7－9/13	第37週	3.21				
9/14－9/20	第38週	4.95				
9/21－9/27	第39週	4.25				
9/28－10/4	第40週	6.40				
10/5－10/11	第41週	12.92				
10/12－10/18	第42週	17.65				
10/19－10/25	第43週	24.62	864,862	318	25	1
10/26－11/1	第44週	33.28	711,088	378	27	0
11/2－11/8	第45週	32.76	523,169	207	23	3
11/9－11/15	第46週	35.15	2,502,707	146	22	9
11/16－11/22	第47週	38.89	1,416,579	488	124	57
11/23－11/29	第48週	39.63				
11/30－12/6	第49週	31.82	3,304,098	137	32	14
12/7－12/13	第50週	27.39	880,028	157	33	12
12/14－12/20	第51週	22.44	4,716,269	100	16	6
12/21－12/27	第52週	19.63	1,552,976*	70**	13**	5**
合 計			16,471,803	2,001	315	107

* : 12/21～12/28

** : 12/21－1/5

2010/ 月 / 日	週	定点当たり患者報告数	推定接種者数	副反応報告数	うち重篤報告数	
					重症副反応	死亡
2009/12/28－1/3	第53週	10.22				
1/4－1/10	第01週	9.18				
1/11～1/17	第02週	8.13				
1/18～1/24	第03週	9.03				

表2 2008年改正感染症法

2008年感染症法の改正

政令で指定感染症（二類感染症相当）とした鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加しその取り扱いを恒久的なものとするとともに、新たに新型インフルエンザ等感染症という類型を設け、それへの対応措置も規定した。新型インフルエンザ等感染症に分類される疾病は、「新型インフルエンザ」と「再興型インフルエンザ」の2種類で、改正された感染症法では以下のように定義されている。「新型インフルエンザ」― 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう³⁾。

1. はじめに

A(H1N1)2009は新型インフルエンザではない。鶯（サギ）を鳥（カラス）といいくめるのはサギである。A(H1N1)2009インフルエンザウイルスはその名の示すとおり、A型の亜型で

あるA(H1N1)のインフルエンザウイルスである。A(H1N1)のインフルエンザウイルスは1918年のスペインかぜの原因ウイルス（豚インフルエンザウイルス）を始祖とするウイルスである（図1）²⁾。A(H1N1)2009はA(H1N1)であり、2008年改正感染症法の「新たに人から人に